

都市計画浦浜地区計画

名 称		浦浜地区計画
位 置		知多市八幡字浦浜の一部、浦浜新田の一部、堀切の一部及び荒井の一部
面 積		約 18. 2 ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	
	A 地区	本地区は、名古屋鉄道寺本駅の北西約400メートルに位置し、西側は自動車専用道路西知多産業道路線に近接する交通の利便性に優れた地区である。 また、南側には、知多運動公園、市民体育館、勤労文化会館、市役所などの公共施設があり、生活利便性が高い地域でもある。 これらの立地条件を活かし、工業の利便の増進を図るため、工業団地を整備し、また、良好で快適な住宅地の整備を図ることにより秩序ある市街地の形成、環境保全及び公共施設との調和を図ることを目標とする。
	B 地区	工場の利便の増進を図りつつ、周辺環境及び景観に配慮した工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	
	A 地区	住宅地の環境と調和した幹線道路の沿道地区として、合理的で機能的な土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	
	A 地区	工業用地・住宅用地開発事業により適切に道路、緑地等の公共施設を配置し、その整備を図る。
	B 地区	建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定めることにより、地区の景観や周辺環境に配慮した工場等の立地を誘導する。
	その他当該地区的整備・開発及び保全に関する方針	
	B 地区	建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度を定めることにより、主に低層の住宅等の配置を図る。
	その他当該地区的整備・開発及び保全に関する方針	
	土地周辺の交通環境を踏まえ、安全で円滑な交通を確保するため、適切な道路整備を行う。	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名 称	標準幅員	延 長	配置	
		道路	道路1号	幅員14.0m	延長 約360m	計画図表示のとおり	
			道路2号	幅員14.0m	延長 約290m		
			道路3号	幅員10.5m	延長 約230m		
			道路4号	幅員 6.0m	延長 約430m		
			道路5号	幅員 8.0m	延長 約60m		
			道路6号	幅員 8.0m	延長 約50m		
			道路7号	幅員 6.0m	延長 約260m		
		種類	名 称	面 積	配置	計画図表示のとおり	
		公園	公園1号	面積 約 800m ²			
			種類	名 称	面 積		
		緑地	緑地1号	面積 約10,600m ² ただし、間口については最大1 か所配置する。間口幅12m以 下、面積約500m ² 。上記の面 積は間口部分を控除したもの とする。			
			緑地2号	面積 約5,700m ²			
			緑地3号	面積 約4,500m ²			
			緑地4号	面積 約3,800m ²			
			緑地5号	面積 約5,900m ²			
			緑地6号	面積 約8,800m ²			
			緑地7号	面積 約 800m ²			
			緑地8号	面積 約 300m ²			
			緑地9号	面積 約1,400m ²			
		種類	名 称	面 積・容 量	配置	計画図表示のとおり	
		その他	調整池1号	面積 約 800m ² 容量 約 600m ³	計画図表示のとおり		
			調整池2号	面積 約1,700m ² 容量 約1,200m ³			

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区
		面積		約15.6ha	約2.6ha
		建築物等の用途の制限	<p>準工業地域において建築することができる建築物の範囲内で、次の建築物以外は建築してはならない。</p> <p>① 日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する工場施設及びそれに関連する研究開発施設並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に定める流通業務の用に供する建築物</p> <p>② 前号の建築物に附属し、倉庫、事務所、従業員用の売店等用途不可分の関係にあるもの</p>	<p>次の建築物以外は建築してはならない。</p> <p>①住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>②住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3で定めるもの</p> <p>③老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>④診療所</p> <p>⑤巡回派出所</p> <p>⑥店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>⑦公益上必要な建築物のうち令第130条の4及び第130条の5の4で定めるもの</p> <p>⑧前各号の建築物に附属するもの</p>	
		建築物の容積率の最高限度	10分の15	10分の15	
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6	10分の6	
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000m ²	200m ²	
		建築物等の高さの最高限度	_____	12m	

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は4m以上とする。ただし、床面積の合計が10m ² 未満の守衛室、その他これに類するものは除く。	_____
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁の色彩は、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。	_____
	土地の利用に関する事項	緑地の保全に関する制限	<p>緑地として配置した部分の樹木については、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 非常災害のため必要な応急措置としての伐採 イ 樹木の育成、保全のために必要な通常管理としての伐採 ウ 枯損した樹木や危険な樹木の伐採 エ 測量、実地調査又は施設保守に支障となる樹木の伐採 オ 緑地1号において、立地企業敷地内への進入路を設けるための必要最小限度の伐採（緑地内に設ける進入路は1か所まで、その幅員を最大12mまでとする。） 	

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

計画図市多知地計画多市計画

図面は地区計画指定時のものです

